

子ども・子育て事業計画の計画見直しについての国の考え方

1 見直し作業を行う理由

市町村の子ども・子育て支援事業計画（以下、「事業計画」という。）については、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成二十六年内閣府告示第百五十九号。以下「基本指針」という。）において、「法の施行後、教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、・・・認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、教育・保育給付認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。」となっている。また、新型コロナウイルス感染症等の影響により、平常時の実績（今後の利用ニーズを含む）の想定が困難であって、令和4年度に中間年見直しが必要かどうかの判断ができない場合、必ずしも当該年度に見直しを行う必要はなく、令和5年度以降に必要なに応じて実施することになっている。

そのため、中間年である令和3年度において事業計画の見直し作業を行い、認定区分ごとの量の見込みが事業計画策定時と実際の実績値において、大きくかい離している場合は、必要に応じて今後の計画の数字を見直し、現状に即した計画に修正する。

2 教育・保育施設の充実について

(1) 見直す場合の基準

実績値（教育・保育給付認定区分ごとの子どもの数）が、計画した量の見込み量（ニーズ量）と大きく（±10%以上）かい離している場合について見直すこととなっている。ニーズ量がかい離していない場合及び新型コロナウイルス感染症等の影響により、平常時の実績（今後の利用ニーズを含む）の想定が困難であるなどの場合は、見直しを行う必要はない。

【かい離していると判断する基準】 実績値 ÷ ニーズ量 = 90%以下 又は 110%以上

(2) 実績値に関する考え方

【1号認定子ども】認定者数には、確認を受けない幼稚園（群馬大学附属幼稚園）の利用者人数も含めて実績値とする。

⇒ ニーズ量には、確認を受けない幼稚園の利用人数も含んでいるため。

【2・3号認定子ども】認定者数には、認可外施設の利用者も含めて実績値とする。

⇒ 確保方策に認可外施設の数も含んで事業計画を立てているため。

(3) 見直す場合の考え方について

ア 見直しの手順

①新型コロナウイルス感染症等の影響による一時的なものか

②人口推計など自然増減等を考慮した推計児童数の再計算

③直近（令和3年度）の児童数に教育・保育ニーズの上昇の割合 → 上昇割合

④下記の「計算式」に基づき計算

イ 上昇割合への補正

以下の考え方を踏まえて、上昇割合に補正をかけることを考える。

①女性の就業増加に伴って、幼稚園利用希望者が保育所等の利用希望に変わる。

②乖離が生じている理由が、就労及び育児休業等の場合。

③保育の受け皿整備による潜在需要の喚起。

【計算式】 補正後の推計児童数 × 上昇割合 × 補正 = 見直し後の量の見込み

3 地域子ども・子育て支援事業について

見直す場合の考え方について

必要に応じて、「量の見込み」の見直し及び提供体制の確保の内容の変更を行うこと（見直す場合の基準は、教育・保育施設の充実についてと同様）。その際に見直しを行う観点は、以下のとおりである。また、新型コロナウイルス感染症等の影響に十分留意した上で見直しを行う必要がある。

(1) 放課後児童健全育成事業の放課後児童クラブについては、利用の申込みや登録児童・待機児童の実績値の分析に加え、地域の実態に応じ、保育所の新設や大規模マンションの新設等、量の見込みを大きく変動させ得る要因の動向の分析を踏まえる。

(2) 一時預かり事業（幼稚園在園児）について、一時預かりを行う幼稚園の拡大や、利用実績等から予測される利用する家庭類型の割合、専業主婦（主夫）家庭等の増減見込み、実際の利用状況等を踏まえる。

(3) 延長保育及び病児・病後児保育事業について、保育所等の整備量の拡大を考慮する。

(4) 上記以外の地域子ども・子育て支援事業についても、事業の実施状況や利用状況等に照らして判断する。